

令和8年4月23日

保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長

令和8年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて  
（依頼）

標記のことについて、厚生労働省 医政局医事課 政策統括官付参事官付人口  
動態・保健社会統計室から令和8年4月3日付け事務連絡がありました。

つきましては、別添の通知について、貴市所管医療機関に周知くださいますよ  
うお願いします。

なお、裏面に記載の関係団体等には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先  
地域包括ケアグループ 中弘  
電 話 (045)210-1111 内線 4865

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

県立病院課

事 務 連 絡

令 和 8 年 4 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚 生 労 働 省

医 政 局 医 事 課

政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室

### 令和8年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて

死亡診断書（死体検案書）の記入につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省においては、医師・歯科医師が、死亡診断書（死体検案書）記入時の参考にしていただくために、毎年「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」を策定しております。

今般、令和8年度版マニュアルを以下の URL に公開いたしましたので、内容を御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関等に対して周知を願います。なお、主な改訂の内容については、下表をご参照ください。

- ・厚労省 HP 「令和8年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

なお、死亡診断書及び死体検案書の取扱いに関する Q&A について、以下の URL に公開しておりますので、併せて関係機関等に対して周知を願います。

- ・厚労省 HP 「死亡診断書（死体検案書）について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/sibousinندانしyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sibousinندانしyo.html)

なお、添付のとおり、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することを申し添えます。

<令和8年度版マニュアルにおける昨年度版からの主な改訂内容>

| 改訂箇所<br>※ページ番号は令和8年度版のものです。              | 改訂内容<br>※令和7年度版からの変更内容を説明しています。  |
|--|--|
| 目次の次<br>「ご参考②：届出のオンライン化について」             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届・死産届・出生届のオンライン化に係る検討状況を踏まえ更新。</li> </ul>  |
| P14<br>「手術②」<br>及び<br>P15<br>「解剖①」       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術・解剖を実施していない場合は「1無」を○で囲うことを明記。</li> </ul>   |
| P18<br>「(9) 生後1年未満で病死した場合の追加事項④」         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・分娩時における母体の病態又は異状について、「1無」「2有」「3不詳」のいずれか該当する番号を○で囲うことを明記。</li> </ul>   |
| P23<br>「参考② 疾病、傷害及び死因の統計分類 (ICD 準拠) の解説」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第11回改定 (ICD-11) に準拠した分類が令和9年1月に施行されること等を追記。</li> </ul>   |
| P33<br>「(1) 標題の選択方法」                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・死産証書 (死胎検案書) の標題の選択方法を明記。</li> </ul>   |
| P34<br>「(9) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由②」     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1母体側の疾患による」「2その他」の両方に当てはまる状況でも、主な理由となる方をいずれか選択して記入することを明記。</li> <li>・「1母体側の疾患による」「2その他」の説明について、母体保護法に則った書きぶりに修正。</li> </ul> |

(別記団体)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本歯科医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本精神科病院協会

公益社団法人全国自治体病院協議会

一般社団法人全国医学部長病院長会議

一般社団法人国立大学附属病院長会議

一般社団法人日本私立医科大学協会

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

公益社団法人全国老人保健施設協会

特定非営利活動法人日本法医学会